

平成27年度第1回 京都市環境影響評価審査会

【 摘 錄 】

日 時：平成27年5月14日 9：30～11：30

場 所：職員会館かもがわ3階 大多目的室

出席者

委 員：①青野正二委員，②池田有光委員，③板倉豊委員，④岩嶋樹也委員，
⑤大久保規子委員，⑥柴田昌三委員，⑦徳地直子委員，⑧増田啓子委員

議 題：① 「奈良線第2期複線化事業」に係る準備書についての審査
② 「京都大原記念病院移設（建替）工事」に係る配慮書案についての審査
③ 「学校法人二本松学院京都美術工芸大学京都東山キャンパス構想」に係る配慮書案
についての審査
④ 「向島中学校区小中一貫教育校施設整備事業」に係る配慮書案についての審査

議 事 1 開会
2 議事 以下のとおり
3 閉会

一 摘 錄 一

事 務 局 現在、8名の出席をいただいている。京都市環境影響評価等に関する条例施行規則に基づき、総数15名の過半数を超えており、本審査会が成立していることを報告する。

事 務 局 以降の議事進行は、池田会長にお願いしたい。

池 田 会 長 それでは、議題1「奈良線第2期複線化事業」に係る準備書についての審査に移る。まず事務局から資料1-1及び資料2-1について説明をお願いする。

事 務 局 資料1-1は前回の小委員会で出た御意見をまとめたもので、欠席された委員の皆様にも確認をお願いし、意見の漏れがないようにしている。また、それらの御意見を踏まえ、答申の事務局案をお示ししている。

資料2-1は、資料1-1の答申案部分をそのまま抜き出し、答申書の形式に整えたものである。

資料3の参考4は、事業者が行った意見募集の結果及びそれに対する事業者の見解が示されたものである。

< 資料2-1 読上げ >

池 田 会 長 まずは、「全般的な事項」について、御意見はないか。

岩 嶋 委 員 1(1)に「地域住民の意向を十分踏まえたものとすること」とあるが、地域住民の意向はどのように吸い上げられるのか。

池 田 会 長 この部分については、1(3)に言及されている。

増田委員 京都府の環境影響評価専門委員会の現地視察において、それぞれの地域毎に、様々な課題を抱えていることが分かった。そのため、1(3)の意見のように、地域住民に係るものは特に強調していただきたい。

徳地委員 1(3)の内容については、意見提出時、特に強調されたい。

池田会長 他に意見はないか。それでは「全般的事項」については原案のまます。続いて、「騒音及び振動」について、御意見はないか。

岩嶋委員 2(1)について、「地域住民にわかりやすい」とあるが、「地域住民」という文言は不要ではないか。また、4行目に、「最大騒音レベル」に係る評価を記載すること。」とあるが、これは準備書に記載されている「等価騒音レベル」に加えて「最大騒音レベル」も記載することという意味であり、「等価騒音レベル」の代わりに「最大騒音レベル」を記載するよう求める意見ではないので、誤解を招かないためにも「追加記載すること。」という表現に変更してはどうか。

池田会長 それでは、「地域住民」を削除し、4行目の「記載すること。」の前に「追加」を追記するということでおろしいか。

一 同 (異議なしの声あり)

池田会長 他に意見はないか。

大久保委員 答申書案の記述については異論ないが、当該準備書においては、環境保全措置を講じるにあたっての検討の経過についての記述が極めて不十分である。環境影響評価においては、基準に適合しているから良いのではなく、最善策を追及するという考え方で記載されるべきである。さらに、現段階では、電車の走行スピードなどの不確定要素が存在しており、実際の影響が予測値を上回る可能性もゼロではない。そのため、実施予定の環境保全措置がどれほどの余裕を持って設定されたものなのか、本来は、評価書に示されるべきだ。答申に反映する必要はないが、意見を提出する際にこのような趣旨を説明いただきたい。

池田会長 答申書案の内容では、そのような趣旨が伝わりにくいので、もう少し具体的に記載することもできるのではないか。3行目を「当該環境保全措置の検討結果を含め、実行可能なより良い技術を」としてはいかがか。

大久保委員 実行可能なより良い技術を採用したものであるか否かは、環境保全措置の検討結果から分かるはずであるが、例示を追記してもよいかもしない。環境保全措置の例示として「防音壁の素材・高さ等」を加えるのはいかがか。

池田会長 まとめると、「複線化そのものにより発生する影響及び環境保全措置による低減効果を把握するため、環境保全措置を講じない場合の予測値を評価書に記載するとともに、防音壁の素材・高さ等、当該環境保全措置の検討結果を含め、実行可能なより良い技術を採用したものであるか否かが明らかとなる記述とすること。」となるが、それでよろしいか。

一 同 (異議なしの声あり)

青野委員 事務局案に対しては異論ないが、当該事業者のこれまでのアセス手続に対する取組姿勢を勘案すると、審査会で十分議論した趣旨がしっかりと事業者に伝わるか疑問である。

大久保委員 京都府に意見を提出する際には、事務局から市長意見の趣旨をお伝えいただきたい。

池田会長 それでは、意見提出の際、京都府に対し本審査会の議事録と共にその趣旨を伝えていただくというのは可能か。

事務局 承知した。

池田会長 他に意見はないか。
続いて、「景観」について、御意見はないか。

大久保委員 「緑化」のみが例示されているが、小委員会ではほかにも例が挙げられていたので、素材や色彩なども加えてはどうか。

岩嶋委員 1行目「身近な眺望点からの、景観への」のコンマは削除してもよいのではないか。

池田会長 それでは、「調査地点 No. 1においては、擁壁の設置により、身近な眺望点からの景観への影響が懸念されるため、緑化・素材・色彩などの具体的な環境保全措置を検討すること。」としてよろしいか。

一 同 (異議なしの声あり)

池田会長 続きまして、議題2「京都大原記念病院移設（建替）工事」に係る配慮書案についての審査に移る。

まず事務局から資料1-2及び資料2-2について説明をお願いする。

事務局 資料1-2は前回の審査会で出た御意見をまとめたもので、欠席された委員の皆様にも確認をお願いし、意見の漏れがないようにしている。また、それらの御意見を踏まえ、答申の事務局案をお示ししている。
資料2-2は、資料1-2の答申案部分をそのまま抜き出し、答申書の形式に整えたものである。

< 資料2-2 読上げ >

池田会長 まずは、「全般的事項」の「環境要素」について、御意見はないか。御意見はないようなので、事務局提示案のままでよろしいか。

一 同 (異議なしの声あり)

池田会長 それでは原案のままとする。
続いて、「大気、騒音及び振動」について、御意見はないか。御意見はないようなので、事務局提示案のままでよろしいか。

一 同 (異議なしの声あり)

池田会長 続いて、「温室効果ガス等」について、御意見はないか。御意見はないようなので、事務局提示案のままでよろしいか。

一 同 (異議なしの声あり)

池田会長 他に意見はないか。それでは続いて、議題3「学校法人二本松学院京都美術工芸大学京都東山キャンパス構想」に係る配慮書案についての審査に移る。

まず事務局から資料1－3及び資料2－3について説明をお願いする。

事務局 資料1－3は前回の審査会で出た御意見をまとめたもので、欠席された委員の皆様にも確認をお願いし、意見の漏れがないようにしている。また、それらの御意見を踏まえ、答申の事務局案をお示ししている。

資料2－3は、資料1－3の答申案部分をそのまま抜き出し、答申書の形式に整えたものである。

< 資料2－3 読上げ >

池田会長 まずは、「全般的事項」の「環境要素」について、御意見はないか。御意見はないようなので、事務局提示案のままでよろしいか。

一 同 (異議なしの声あり)

池田会長 それでは原案のままとする。
続いて、「廃棄物等及び温室効果ガス等」について、御意見はないか。

増田委員 「温室効果ガス等」について、省エネルギー化の観点からどのような技術が導入されるのか、太陽光パネルの設置や屋上緑化などの具体的な内容が配慮書案からは読み取れない。

池田会長 それでは、今あるものを(1)とし、新たに(2)として、「省エネルギー化の観点から、供用時における新施設の諸元を検討すること。」と追記するということでおいか。

一 同 (異議なしの声あり)

岩嶋委員 2(1)について、「新施設の供用後」という文言と「供用時の影響についても」が重複しているのではないか。

池田会長 それでは、「新施設の供用後」及び「供用時の影響についても」を削除し、冒頭部分に「供用時の影響について」と記載するのはいかがか。

一 同 (異議なしの声あり)

池田会長 「廃棄物等及び温室効果ガス等」について、他に御意見はないか。
ないようなので、続いて「景観」について、御意見はないか。

青野委員 3(2)について、語尾の文体が「望ましい」という書き方であるが、この箇所については参考意見であり、実施しなくても良いものなのか。

大久保委員 京都市眺望景観創生条例上は、近景及び遠景デザイン保全区域に指定されている。
遠景も予測・評価すべきではないか。

池田会長 それでは、「が望ましい」を削除するということでよろしいか。

一 同 (異議なしの声あり)

岩嶋委員 「遠景の景観」という表現は重言ではないか。

池田会長 それでは、「景観については、近景に加えて、遠景も予測・評価すること。」に変更してはどうか。

一 同 (異議なしの声あり)

池田会長 他に意見はないか。それでは、議題4「向島中学校区小中一貫教育校施設整備事業」に係る配慮書案についての審査に移る。
まず事務局から資料1-4及び資料2-4について説明をお願いする。

事務局 資料1-4は前回の審査会で出た御意見をまとめたもので、欠席された委員の皆様にも確認をお願いし、意見の漏れがないようにしている。また、それらの御意見を踏まえ、答申の事務局案をお示ししている。
資料2-4は、資料1-4の答申案部分をそのまま抜き出し、答申書の形式に整えたものである。

< 資料2-4 読上げ >

池田会長 「全般的事項」の「環境要素」について、御意見はないか。

大久保委員 1(2)において、「学習環境」を環境要素に加えるとあるが、具体的には何を評価することを求めるのか。例示がないと事業者は困らないか。

事務局 「落ち着いた学習環境の確保」や、普通教室の南面への配置による「明るく開放的な学習環境の確保」などについて、事業者も配慮書への追記に前向きな姿勢を示している。

池田会長 他に御意見はないか。御意見はないようなので、事務局提示案のままでよろしいか。

一 同 (異議なしの声あり)

池田会長 それでは、4つの議題の審議を踏まえ、修正した答申を事務局に読み上げていただく。

事務局 <修正した答申を読み上げ>

池田会長 ただいま読み上げた内容で答申としてよろしいか。

一 同 (異議なしの声あり)

池田会長 それでは、ただいまの修正をもって答申を確定させる。

< 答申書の受け渡し >

11:30 終了